

## 契約とは…?

あなたが購入の申し込みをし、事業者が受諾すれば契約が成立します。  
一般に必ずしも契約書は必要ではありません。契約が成立したらそれを守る義務が生じます。契約を取り消すには、原則として双方が合意する必要があります。  
ただし、一部の取引ではワーリング・オフで無条件で取り消すことができます。

## 悪質な勧誘には…

### ○断るときは、キッパリ「いりません」

あいまいな言い方だと、事業者に断る意思が伝わらず、しつこい勧誘をまねくことになります。



### ○ハンコや署名は慎重に

高額な契約は、一旦持ち帰って、周囲の人々に相談してみましょう。

### ○うまい話にご用心

リスクなしに「絶対に儲かる」と「簡単に儲かる」とことはありません。



### ○名前と用件を確認して

事業者の名称、所在地はもちろん、複数の連絡手段や支払い手段が用意されているか確認しましょう。メールだけ、銀行振り込みだけというのではなく、トラブルになっても対応できなくなることが多いようです。

◆困ったときは、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

## 消費者ホットライン

★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

い ゃ や!  
**TEL(局番なし) 188 泣き寝入り!**

※ナビダイヤルです。通話料金が発生します。(相談は無料です。)

## 福岡県消費生活センター

**TEL 092-632-0999**

(相談時間) 月~金 9:00~16:30 日曜 10:00~16:00(電話相談のみ)

※土曜・祝日はお休みです。

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1 階

令和元年度 作成

要注意!!

# 身近に潜む 悪質商法!

おかしいと思ったら、  
消費生活センターに相談を!

①エステの  
キャッチセールス



②初回お試し価格の  
サプリメント



③ネットで注文した  
商品が届かない



⑧身上に覚えのない  
登録料などの架空請求



④「簡単に稼げます」  
「返金保証で安心」  
情報商材の  
トラブル



⑦出会い系サイトの  
トラブル



⑥友人からのマルチ  
商法の勧誘



⑤仮想通貨に  
関するトラブル



福岡県消費生活センター

## ①エステのキャッチセールス

体験施術だけのはずが

高額な  
ローン購入



お店に誘われても簡単に行っちゃダメ!その場で契約しないこと!

「アンケートに答えてください」などと街で声をかけられてエステ店に同行したところ、体験施術後に「今すぐ肌の手入れをしないと大変なことになる」となどと高額なサービスを勧められた。払えないと言うと、ローンを組めばよいとしつこく勧められたので、契約してしまった。



初回500円のはずが

4回の  
定期購入…



無料・安価には理由があるよ!契約条件を良く確かめて!

ネットで「ダイエットサプリが初回500円」という広告を見て申し込んだが、実際は4回定期購入が条件だった。広告に書いてあったが、スマホ画面だったので見逃していた。

※通信販売にクーリング・オフ制度はありません。



## ③ネットで注文した商品が届かない

ネットで安く購入のはずが

商品も届かず  
返事もない…



注文前に事業者の情報、商品の状態をよく確認して!怪しい日本語に注意!



ネットで人気ブランド品を安く購入したが、商品が届かない。販売サイトには相手の連絡先がメールしか記載されてなく、メールしても返事がない。

※通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

## ④「簡単に稼げます」「返金保証で安心」 情報商材のトラブル

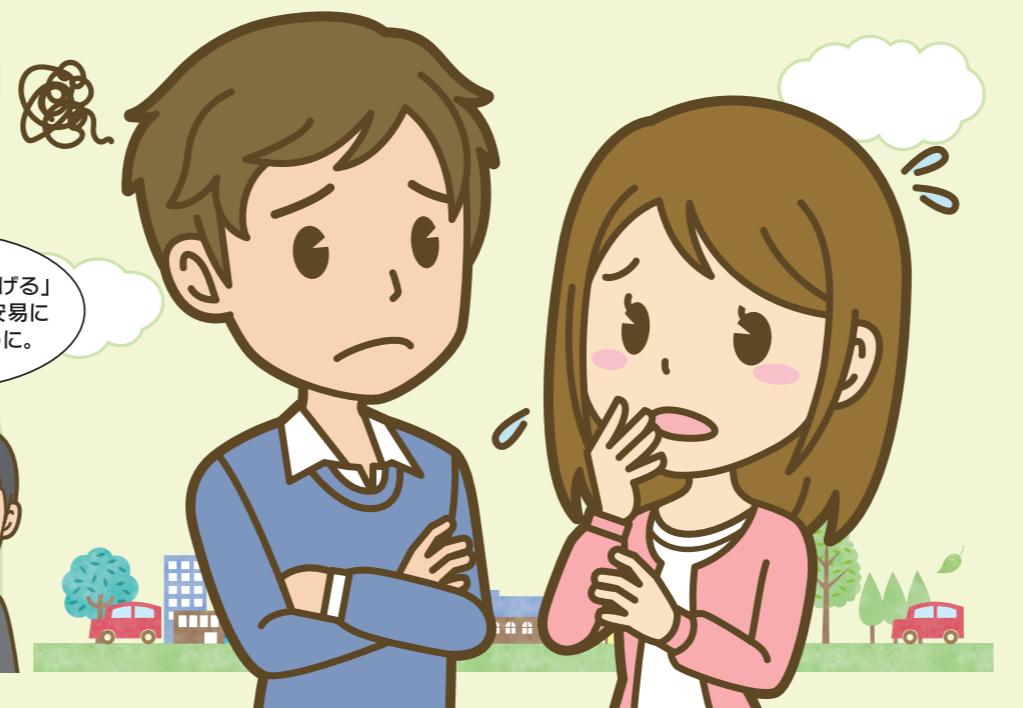
誰でも簡単に儲かるのはずが

専門すぎて実際には稼げない…



「誰でも簡単に稼げる」といった表示を安易に信用しないように。

「資格のない未経験者でも、パソコンで簡単に高収入!」というネット広告を見て問合せ、「簡単に儲かるので元は取れる」と言われ、高額な情報商材（情報の内容自体が商品となっているもの）を購入した。しかし、仕事は未経験者が簡単にできるような内容ではなく、全く稼ぐことができず、返金もされない。



## ⑤仮想通貨に関するトラブル

絶対に儲かるのはずが

出金できず  
連絡も途絶え…



「将来必ず値上がりする」などの説明をうのみにせず、価格変動・元本割れのリスクも理解しましょう。



「絶対に儲かる」と言われ、金融庁未登録の海外の仮想通貨交換業者に投資した。出金しようとしたら、手続きで時間がかかると言われ、その後、連絡が取れなくなってしまった。

## ⑥友人からのマルチ商法の勧誘

簡単に売れるのはずが

借金だけが残り  
友達もなくした…



友人からの誘いであっても、安易に契約してはいけません。

先輩から「体に良い健康食品がある。高価だが、会員になれば安く買えるし、会員を増やせば売り上げの一部がもらえる。とても良い商品なので簡単に売れて、会員も増やせる。」と説明され、借金してたくさん買って友人や知人に勧めたが全く売れない。借金も返せない。



高額なポイント購入

相手に会えない…



インターネットは悪意のある人も利用していることを自覚し、利用する際は十分に注意しましょう。

SNSで知り合った女性から出会い系サイトに誘われ、日時を決めて会う約束をしたが、いつも直前になって「都合が悪くなった」、「体調が悪い」などと言われ、結局一度も会えなかった。サイト上でのメールのやりとりが積み重なって、高額なポイント料を支払うことになった。



## ⑦出会い系サイトのトラブル

身に覚えのない未納料金

コンビニで  
払ってしまった…



身に覚えのない請求がきた場合、相手からの連絡は一切無視しましょう。



「有料動画サイトの利用料金が未納である。」と有名サイト名義のメールが来た。身に覚えはないが記載された電話番号にかけると、「今から伝える支払番号をコンビニのマルチメディア端末に入力して、レジで未納料金を支払うこと。支払わないと裁判を起こす」と言われ、支払ってしまった。

## ⑧身に覚えのない登録料などの架空請求